

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

配信日 平成29年6月6日

多重債務 ～専門家や公的機関に相談を～

〈内容〉

銀行やカード会社、消費者金融に500万円の借金している。前から借金はあったのだがこの2年ほど収入が減り、生活費の補てんや、冠婚葬祭なども続いて金額が大きくなった。現在の収入では返済できない。どうすればいいか。(40代、男性)

★ 消費生活センターからのアドバイス

- ローンやクレジットなど借金の支払いが困難になった場合、自分だけで何とかしようとすると、返って状況を悪化させてしまいます。返済のために借金を繰り返すこともあります。「ヤミ金」に手を出して自宅や職場に電話がかかり、精神的に追い詰められて自殺に至るケースもあります。
- 借金問題で困ったら、弁護士などの専門家や法テラスなどの専門機関、消費生活センターなどの公的機関に相談しましょう。借金問題は必ず解決できます。代表的な債務整理の方法には「任意整理」「特定調停」「個人再生」「自己破産」があります。どの手続きが適しているかはケースごとに違うので、弁護士などによく相談してください。

※ おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。



★ おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を
長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月～金曜日) … 午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

全国共通ダイヤル ☎188 (イヤヤ!)

長崎市消費者センター
(095-829-1234)
佐世保市消費生活センター
(0956-22-2591)
島原市消費生活センター
(0957-62-9100)
諫早市消費生活センター
(0957-22-3113)
大村市消費生活センター
(0957-52-9999)
平戸市消費生活センター
(0950-22-4222)
松浦市消費生活センター
(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所
(0920-52-8322)
壱岐市消費生活センター
(0920-48-1135)
五島市消費生活センター
(0959-72-6144)
西海市消費生活センター
(0959-37-0145)
雲仙市消費生活センター
(0957-38-7830)
南島原市消費生活センター
(0957-82-3010)

※ 各町にも相談窓口があります